

文部科学大臣 下村 博文様

国際婦人年連絡会 世話人 山口みつ子
實生 律子
紙谷 雅子

道徳を「特別の教科」としないことを求める要望書

国際婦人年連絡会は、1975年に国連が提唱した「平等・開発・平和」実現のために結成され、現在、全国の女性団体35団体が結集し、女性の地位向上・男女平等の実現を目指し活動しているNGO団体です。

中央教育審議会は、2014年10月21日、「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（以下、「答申」）を下村文部科学大臣に提出しました。

「答申」は、道徳教育は「教育の中核をなすべきもの」として、教科書を作成し、学校の教育活動全体を通して確実に展開することを目的に教育課程を改定するとしました。

現行での道徳の授業は、子どもの実態にあった様々な教材を使用し、文部科学省策定副読本『私たちの道徳』は使用を強制されるものではありません。道徳の教科書が策定されるとなると、「特別の教科 道徳」を通して日本中の子どもたちに特定の価値観が押し付けられることとなります。これは憲法19条「思想及び良心の自由」にも違反し、戦前の「修身」の再来です。

また、「答申」では学校での道徳教育を家庭教育や地域に持ち込み、社会教育まで動員して国家が考える「道徳」を国民全体に押しつけようとしています。

本来、教育の目的は人類が積み上げてきた科学の到達点に立って、平和や民主主義、人権の尊重、人間らしい連帯にあふれた社会の形成などを実現するための人格を育むことにあります。

人格は自然や社会に対する科学的認識を育むとともに、自主活動や自治的活動などを通じた学びの中でこそ形成されるものです。決して学校、地域、社会教育等によって強制されて形成されるものではありません。

第3次男女共同参画基本計画は、人権尊重を基盤とした男女平等を推進する教育・学習の充実を図ることが重要だとしています。人権の尊重を基盤とした男女平等観も、学校での自主的で創造的な教育活動の中で育まれます。

しかし、「答申」が示す方向は、これらとは正反対で、国家形成やそのための人材育成に必要な「道徳性」を子どもたちや国民に上から押し付けるものです。これは、子どもは成長・発達の主体であり、幸福追求や思想・信条の自由などの権利の主体であるとする憲法や子どもの権利条約の精神に大きく反するもので、戦前の学校教育が子どもたちを戦場に駆り立てていった轍を踏むこととなります。

今、必要なことは「道徳の教科化」ではなく、日本の子どもたちが自分を愛し、自尊心や自己肯定感を高めることができるよう、憲法・子どもの権利条約を学校教育で実現するための施策です。

そのために私たちは以下について要望します。

記

1. 道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）としないこと。
1. 現行教育課程での副読本『私たちの道徳』の使用や家庭への持ちこみを強制しないこと
1. 学校教育に憲法および子どもの権利条約の精神を取り入れ生かしていくこと。